

HP ヒューマン・プライム通信

社会保険労務士法人ヒューマン・プライム
株式会社ヒューマン・プライム
東京都中央区日本橋人形町1-18-9
ATビル5F 〒103-0013
TEL.03-5695-7700 FAX.03-5623-2052
MAIL.info@humanprime.co.jp

人事・労務相談から監査まで、企業の立場に立ってアドバイスをする独立系人事・労務コンサルティング会社

育児・介護休業法が改正されます！

平成29年1月1日～
※一部、平成28年8月1日施行

今回の育児・介護休業法の改正は、少子高齢化が進む中で、介護をしながら働く方や、契約社員の方々が育児休業や介護休業を取りやすくし、「ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)」を推進することを目的とした改正内容となっています。

育児関連

	改正内容	現行	改正後
1	育児休業等の対象となる子の範囲の拡大	法律上の親子関係がある実子・養子	特別養子縁組の監護期間の子、養子縁組里親に委託されている子等 (法律上の親子関係に準じるといえるような関係) が対象に追加
2	契約社員の育児休業取得要件の緩和	①申出時点で過去1年以上継続雇用されている ②子が1歳になったあとも雇用継続の見込みがあること ③子が2歳になるまでの間に、雇用契約が更新されないことが明らかでないこと	①申出時点で過去1年以上継続雇用されている ② 子が1歳6カ月になるまでの間に、雇用契約がなくなることが明らかでない
3	子の看護休暇の半日取得	1日単位	半日単位 での取得が可能

介護関連

	改正内容	現行	改正後	
1	介護休業の分割取得	通算93日まで原則1回限り	通算93日まで 3回を上限として分割取得が可能	
2	契約社員の介護休業取得要件の緩和	①申出時点で過去1年以上継続雇用されている ②休業開始日から93日を経過する日以降も雇用継続の見込みがある ③93日を経過した日から1年を経過する日までの間に、雇用契約が更新されないことが明らかでない	①申出時点で過去1年以上継続雇用されている ② 休業を取得する日から起算して、93日を経過する日から6カ月を経過する日(つまり9ヶ月を経過する日)までの間に、雇用契約がなくなることが明らかでない	
3	介護休暇の半日取得	1日単位	半日単位 での取得が可能	
4	介護のための所定労働時間の短縮等の措置	介護休業と通算して93日の範囲内	介護休業とは別に、利用開始から3年間で2回以上の利用が可能	
5	介護のための所定外労働の制限[残業の免除]	制度なし	介護の必要がなくなるまで利用できる制度を新設	
6	介護休業給付金の給付率等の引上げ ※平成28年8月1日施行	給付率	賃金日額の40%	当分の間、賃金日額の 67% へ引上げ
		賃金日額の上限	30歳以上45歳未満の上限額	45歳以上60歳未満の上限額 へ引上げ

改正 男女雇用機会均等法、育児・介護休業法の

	改正内容	現行	改正後
1	いわゆるマタハラ・パタハラなどの防止措置の新設	事業主による妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする不利益取扱い禁止	左記に加え、 上司・同僚からのマタハラ・パタハラなど (妊娠・出産・育児休業・介護休業等に対する嫌がらせ等) を防止する措置を講じることを事業主へ新たに義務付け ※派遣先も「事業主」とみなして適用されます

今回の改正内容は、就業規則の見直しが必要となってくるものもあります。法施行後に対応できるよう、今のうちから改正内容を把握しておきましょう！ また、ヒューマン・プライムでは就業規則改定のご相談も承っておりますので、お気軽にお問合せください。

この通信がご不要な方は、お手数ですが弊社までご連絡お願い申し上げます